

民法4 資料6

後絶たないカード犯罪⑤

キャッシュカードの偽造や盗難による被害があった場合、預金者に過失がなければ金融機関が基本的に全額補償する「預金者保護法」が施行されて半年が経過した。大手銀行を中心に生体認証装置の導入など犯罪対策を進めているが、不正な預金引き出しは後を絶たない。最近は安全対策が遅れがちな地銀に被害が広がっている。

狙われる地銀

「うちの店舗がある地域に犯罪者集団が潜伏しているらしい」。ある大手銀の安全責任担当者は、ATMや窓口の警備を強化するように周辺地域の支店に指示した。

偽造カードによる被害は、犯罪者集団によるものがほとんどだ。偽造カード作製者、引き出し実行者など役割を分担し、預金を不正に引き出す。ある地域に一定期間とどまって、地銀などからも引き出すのが手口で、各行は犯罪者集団の動きに神経をとがらせている。

全国銀行協会が一八四行を対象に偽造カードによる被害件数を調べたところ、二〇〇五年度は前年度比一・四倍の六三四件で、被害金額は七億七五〇〇万円。今年四一六月は前年同期比一〇・二%減の九七件だが、それとは別に盗難カードによる被害が一二五〇件ある。

防犯対策 道半ば

情報セキュリティが専門の松本勉・横浜国立大学大学院教授は「生体認証のような破りにくいシステムを使っている大手行より、今までの犯罪手口が通用しやすい地方銀行が狙われている」と指摘する。ただ大手行の生体認証システムでも、安全対策の死角が浮かび上がってきた。

生体認証は手のひらや指の静脈の一部をかざして、本人確認するシステム。このシステムでは本人情報を登録したICキャッシュカードを使う。問題は一部の大手行のICカードには、偽造されやすい従来型の磁気ストライプ情報も埋め込まれていることだ。

「預金出せない」

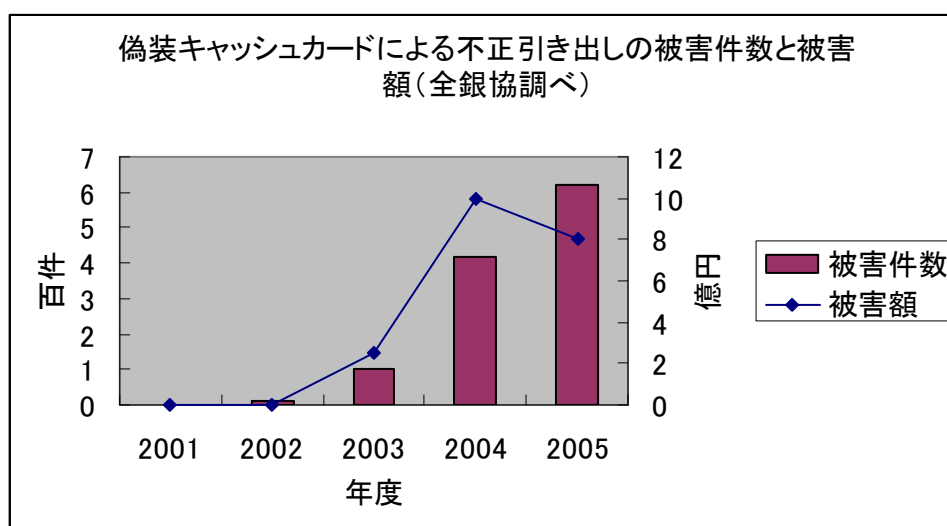
生体認証を使えるATMはまだ一部にとどまるため、多くの銀行は磁気ストライプを読み取るATMでもICカードを使えるようにした。このATMで暗証番号を入力すれば、手のひらや指をかざさなくても、見知らぬ他人が預金を引き出せてしまう。

三井住友銀行は犯罪を防ごうと、磁気ストライプの入っていない生体認証専用カードを作った。

他行が追随する可能性はあるが、「自分以外は使えないので、妻が生活資金を引き出せない」といった声にどう対応するかが課題として残る。

ウイルスを使った口座情報の不正引き出しに対応した安全対策が逆に「行きすぎではないか」との指摘もある。あるネットバンクでは、六ケタのパスワードを入力できる時間を一分間と短めに設定した。銀行のシステムを監査するマギシステム(東京・葛飾)の片山昌樹主任研究員は「情報流出を防げるシステム」と評価しながらも、「パスワードを時間内に打てない高齢の利用者もいる」とみる。

その一方で、利便性の向上が犯罪者に悪用されることもある。二四時間利用できるATMが増えたが、最近の不正引き出しは夜間に行われることが多い。多くの銀行は一日の引き出し限度額を原則として三〇〇万円から五〇万円に下げるなど対策を進めるが、安全性の強化は利便性をある程度、犠牲にしなければならないことも多い。利便性と安全性をどのように両立させるか。金融機関と利用者の模索が続く。



日本経済新聞 2006.8.16 水曜日 より

後絶たないカード犯罪⑩

原告側の弁護士「十分に安全対策は講じていたということですか」

被告側の弁護士「ですから、店頭のパスターやチラシでキャッシュカードの取り扱いについて注意喚起をしていました」

七月下旬の東京地裁のある法廷。ある大手銀行に対して預金者保護法施行以前の盗難カード被害の補償を求めた訴訟は、今も係争中だ。傍聴していた被害者の会代表の中林由美江さんは「便利さも大事だが、安全や保証に配慮する姿勢は基本中の基本ではないか」と語る。偽造や盗難カードによる被害で、預金者に過失がなければ、金融機関が全額補償することを基本原則にした預金者保護法は今年二月に施行された。預金者に過失がある場合は「重大な過失」と「軽い過失」に分け、重い場合は偽造、盗難ともに補償しない。軽い場合は偽造被害は全額補償するが、盗難被害は七五%にとどめると規定した。

共通の基準なく

しかし、法施行前の被害をどこまで遡って補償するかは、条文に明記されず、金融界共通の基準もない。一九九九年一二月の盗難カードによる不正引き出し。被害者は今年一月、東京や大阪などで被害情報を共有して活動する「預貯金過誤払被害対策弁護団」の協力を得て、三菱東京UFJ銀行が全額補償することで同行側と和解した。ただ法施行前の被害への補償内容は、金融機関によってまちまちだ。

大方の金融機関は昨年一一月以降、カードの利用規程を相次いで見直した際に、二年前までなら補償する方針を打ち出した。これに対して、三菱東京UFJ銀行は期限を設けていない。一方で、ある銀行では「被害額の五割、それでだめなら七割でどうか」と算定根拠を示さずに、早々と手打ちを持ちかけるケースもあった。補償を渋り、裁判になることもある。

同法の適用範囲が狭いのではないかと指摘もある。被害の補償ルールを定めたのは銀行や信用金庫といった金融機関や日本郵政公社のキャッシュカードに限られる。証券会社の証券総合口座カード生命保険会社の生保カード、ノンバンクのクレジットカードなどは対象外だ。

「クレジットカードのキャッシングで四〇～一〇〇万円を勝手に引き出された」。被害者の会には保険の満期返戻金や配当金を引き出せる「生保カードを悪用された」という相談も寄せられている。

窓口は適用外

銀行窓口で預金通帳を使って不正に引き出されるケースも、同法の適用外だ。「ATMよりも引き出し額が大きくなりがちな窓口での被害が補償されない理由が分からない」(野間啓弁護士)全国銀行協会によると、盗難通帳による払い出し額は今年六月末までの一年間で九億二九〇〇万円に上る。ネット取引での被害も対象外だ。

畔柳信雄全銀協会長は、偽造や盗難カード犯罪について「引き続き関連情報を銀行間で広く共有し、利用者への周知も併せて被害の未然防止に努める」と話す。証券や生保、ノンバンクなどとの協力も必要になりそうだ。被害者を救済するうえで、二年後に予定される預金者保護法の見直しに向けた課題も積み上がってきた。

偽造・盗難カード被害の補償ルール			
偽造	無過失		重い過失
	全額補償		補償なし
盗難	無過失	軽い過失	重い過失
	全額補償	75%補償	補償なし
【重い過失】	<ul style="list-style-type: none"> ・カードに暗証番号を書き込んでいた ・被害にあってから30日以内に届けなかった 		
【軽い過失】	<ul style="list-style-type: none"> ・暗証番号を書いたメモとカードを一緒に保管し、両方盗まれた ・暗証番号の変更を促されても変えずにいて免許証などと一緒に盗まれたなど 		

日本経済新聞 2006.8.17 木曜日 より